

新型コロナウイルス感染症にかかる

一時保育事業の取り扱いについてのお知らせ

名古屋市より、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の為、一時保育事業に関する以下の要請がありました。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、令和2年5月31日（日）以降の取り扱いについては、

名古屋福祉ホームページでもお知らせしますので、確認をお願いいたします。

【名古屋市】より

新型コロナウイルス感染症にかかる一時保育事業の取り扱いについて

見出しの件につきまして、今般、市立学校（園）の臨時休業の期間が令和2年5月31日まで延長されたことを踏まえ、

一時保育事業の各事業（非定型保育事業・緊急保育事業・リフレッシュ保育事業）の取り扱いを、以下のとおりとします。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて、

最新の情報や追加的な留意事項を提供する必要があることを申し添えます。

○各事業の取り扱い（継続）

非定型保育事業	緊急保育事業	リフレッシュ保育事業
継続実施（*）	継続実施	休止

ただし、利用者には可能な限りご家庭における保育の協力を依頼をお願いします。

○期間

令和2年4月11日（土）から5月31日（日）まで

該当事業

めいほく保育園一時保育事業

なえしろ保育園一時保育事業

やだ保育園一時保育事業

めだか保育園一時保育事業